

## 狭あい道路拡幅整備に関する審議会を開催します！

杉並区では、道路幅員 4m に満たない狭あい道路の拡幅整備を加速するため、法律の専門家などを委員とした「杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会」を設置し、今月 10 日に初会合を開催することとなりました。この審議会は、月 1 回程度のペースで開催し、10 月には答申として審議会の意見を集約する予定になっています。

杉並区では、平成元年から狭あい道路拡幅整備事業を開始し、平成 25 年度末時点で狭あい道路の総延長 664 k m の約 27%、約 182 k m の整備を行ってきました。しかし、現行の事前協議では、区による整備と建築主等が整備する自主整備が選択できることとなっており、自主整備の場合、建物や塀が後退しても L 形側溝などはそのまま存置され、道路が拡幅されていない状況があります。

杉並区では、首都直下地震は必ず発生することを念頭に、ハード・ソフトのまちづくりに取り組んでいます。ハードの面では、建物の耐震化や不燃化、災害時の避難や救援活動を行うための道路を確保する狭あい道路の拡幅が中心になります。狭あい道路の拡幅は、災害時の緊急車両の通行ばかりでなく、日頃の区民の利便性向上にもつながります。たとえば、ごみ収集車や介護施設の送迎車を取って見ても、道路拡幅が急がれるところです。

このような状況から、建物の建替え時に後退部分を区が道路状に整備することを条例で規定することが、財産権の制限にあたるかを中心に、有識者の専門的な見地から法的課題等について検討することとなりました。

この検討組織である「杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会」は、今月 10 日に初会合を開催します。審議会は、法律の専門家など 5 名で構成され、10 月までに 4 回ほどの審議を重ね、答申として意見を集約する予定になっています。

### 【第 1 回審議会日程】

- ・日時 平成 26 年 7 月 10 日 午後 2 時
- ・場所 区役所中棟 4 階 第 1 委員会室

\*取材をされる場合は、9 日 17 時までに広報課まで連絡をお願いします。

【問い合わせ先】都市整備部狭あい道路整備担当： TEL：3312-2111 内線 3471